

裾野市

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

【令和3年度～5年度】

1 計画策定の趣旨

わが国では、人口減少が進む中、高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けています。令和2年に発表された「令和元年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日時点の日本の総人口は1億2,617万人であり、その内65歳以上の高齢者は3,589万人を占め、高齢化率は28.4%であるとされています。特に、令和7（2025）年を境に団塊の世代全員が後期高齢者となり、令和22（2040）年においては団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、高齢者福祉・介護・医療へのニーズが今後ますます高まることが予想されることから、サービス量の確保や質の維持・向上が課題となっています。

本市においては、住民基本台帳によると令和2年10月1日現在の人口が51,346人となっており、そのうち高齢者人口は13,758人を占め、高齢化率は26.8%となっています。国や静岡県の高齢化率を下回っていますが、少子化等による人口減少の一方で高齢者人口は減少しないため、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。

こうした社会の状況と本市の現状を受けて、本市における高齢者福祉施策の基本方向等を設定し、国の指針及び制度改正の主旨や本市における取り組みを踏まえ、中長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの確立を図ることを目指して、「裾野市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものです。

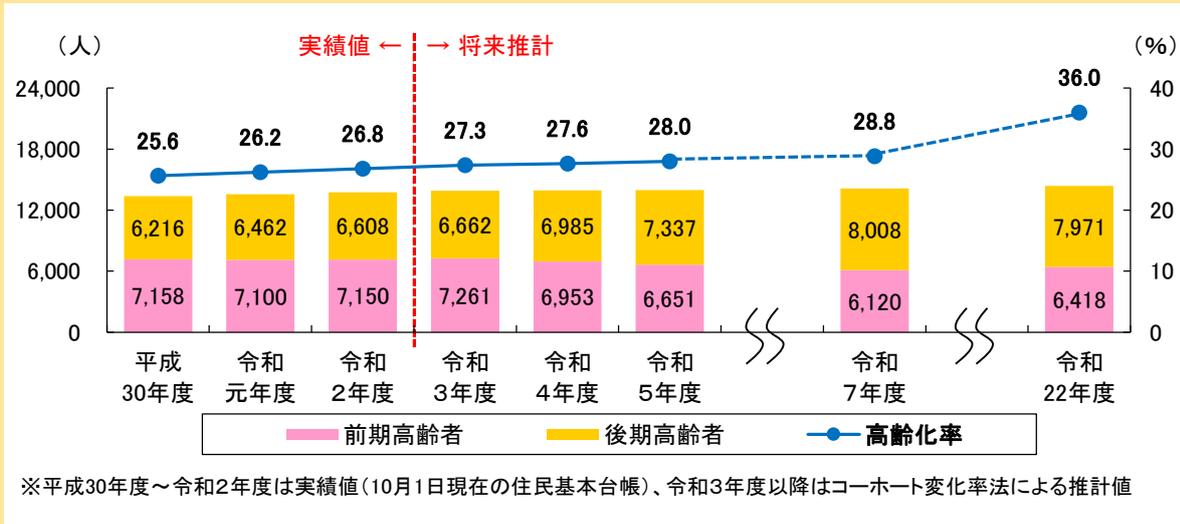
2 計画の位置づけ・期間

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画（＝高齢者福祉計画）」と、介護保険法第117条1項に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。両計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められています。
- 本計画は、上位計画である「第5次裾野市総合計画 前期基本計画（令和3年度～7年度）」と「第4次裾野市地域福祉計画（令和3年度～7年度）」や、他の関連計画等と整合性を持たせ、効果的な推進を図ります。
- 本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
総合計画	第4次計画（後期基本計画）					第5次計画（前期基本計画）				
地域福祉計画	第3次計画					第4次計画				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第7次計画・ 第6期計画		第8次計画・ 第7期計画			第9次計画・ 第8期計画		第10次計画・ 第9期計画		

3 将来推計

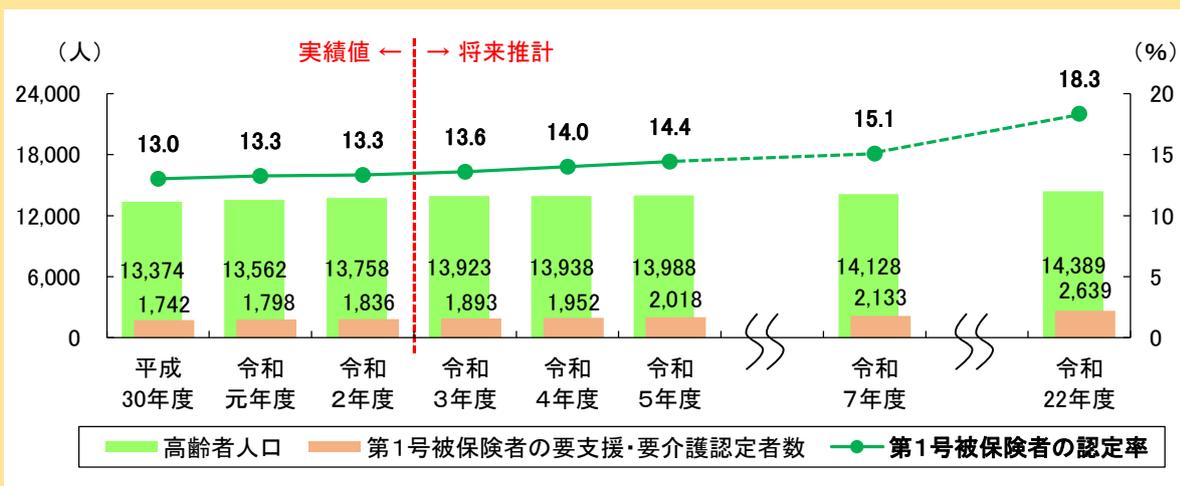
(1) 高齢者人口の推計



65～74歳の前期高齢者は、令和7（2025）年度までは減少傾向ですが、令和22（2040）年度には6,418人まで増加することが見込まれます。一方、75歳以上の後期末高齢者は、本計画期間も継続的に増加を続け、令和7（2025）年度には8,000人を超したのち、令和22（2040）年度も同水準にとどまる見込みです。

高齢化率の推計をみると、平成30年度に25.6%だった高齢化率は、令和22（2040）年度には36.0%まで高くなり、“4人に1人が高齢者”から“3人に1人以上が高齢者”となることが予想されます。

(2) 要支援・要介護認定者の推計（第1号被保険者）



平成30年度から令和2年度の過去3年間の年齢層別・介護度別の認定率を勘案し、令和22（2040）年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、第8期計画期間の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、後期末高齢者の増加を背景に年々増加し続け、最終年度の令和5年度では2,018人に達すると見込まれます。また、令和7（2025）年度においては2,133人、令和22（2040）年度には2,639人まで増加することが見込まれます。

4 計画の基本理念

地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体や地域住民の参画によって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

これらを踏まえて、今期計画では、次のとおりに基本理念を掲げ、計画の推進を図っていきます。

〔基本理念〕

住み慣れた地域での安全・安心な暮らしを
地域全体で支えあうまち すその

5 施策の展開

基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進

1. 保健サービスの充実

- ① 集団健康教育
- ② 健康相談（総合健康相談・重点健康相談）
- ③ 成人歯周疾患検診
- ④ 訪問指導
- ⑤ 各種がん検診

2. 介護予防サービスの充実

（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ① 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA）
- ② 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA）
- ③ 介護予防ケアマネジメント業務

（2）一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業（講演会・相談会等の実施、介護予防事業、介護予防手帳配付）
- ③ 地域介護予防活動支援事業（研修会等の実施、地域活動組織支援・協力）
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

（3）保健事業と介護予防の一体的推進

- ① データ利活用の推進
- ② 連携体制の強化と事業実施に向けた検討

基本目標 2 生活支援の充実

1. ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実	
①緊急通報システム整備事業	②ひとり暮らし高齢者訪問事業
③軽度生活援助事業	④ひとり暮らし高齢者等を見守る体制の構築
⑤徘徊高齢者等見守りネットワーク事業	
2. 在宅生活支援・家族介護支援サービスの充実	
①はり・灸・マッサージ治療費助成事業	②短期宿泊事業
③高齢者日常生活用具給付・貸与事業	④訪問理美容サービス事業
⑤紙おむつ等購入費助成事業	⑥介護者手当支給事業
⑦家族介護支援事業（家族介護者交流事業）	⑧福祉用具・住宅改修支援事業
⑨住宅改修理由書作成助成事業	⑩介護相談員事業

基本目標 3 高齢者の生きがづくり

1. 高齢者の雇用・就労対策の推進	
①シルバー人材センターの充実・支援	②就労者の知識・技術研修の充実
③技術講座の開催	④就労に関する情報の提供
⑤高齢者による起業への支援	⑥高齢者雇用の促進
2. 生きがづくりと社会参加の促進	
①シニアクラブの加入促進	②シニアクラブ事業の支援
③高齢者のニーズに合った活動内容の検討	④高齢者のニーズに応じた学習内容の充実
⑤生涯学習の場の提供拡大	⑥情報提供・指導相談体制の充実
⑦各種グループ・団体の活動支援	⑧指導者の育成・確保
⑨生きがい教室の充実（シルバー生きがい教室事業）	⑩運動習慣の定着と拡大
⑪スポーツ活動機会の創出・充実	⑫地域のスポーツ環境整備
⑬高齢者のボランティア活動への参加促進	⑭世代間交流の推進

基本目標 4 高齢者支援のまちづくり

1. 地域福祉の推進	
①地域福祉の広報・啓発	②地域における居場所づくりの推進
③福祉教育の推進	④相互扶助精神の普及
⑤地域におけるボランティア活動の支援	⑥ボランティア活動の広報・啓発
⑦ボランティア・コーディネーターの育成	⑧ボランティア講座の開催
⑨ボランティア団体間の交流機会の充実	
2. 住みやすい環境の整備	
①民間事業者への指導・啓発	②公共交通機関への働きかけ
③生活道路におけるバリアフリー化の推進	④ユニバーサルデザインの推進
⑤高齢者の移動支援	⑥空き家対策の推進
⑦高齢者向け住宅の整備	⑧住宅改修制度の周知
⑨住民参加型在宅福祉サービスの推進	⑩高齢者のごみ処理の手助け

3. 交通安全・防犯の推進

- | | |
|------------|--------------|
| ①交通安全意識の高揚 | ②交通安全設備の整備促進 |
| ③防犯意識の高揚 | ④犯罪被害の防止 |
| ⑤犯罪被害者等の救済 | ⑥緊急情報体制の整備 |

4. 防災・感染症対策の推進

- | | |
|-----------------|------------------|
| ①避難行動要支援者に対する支援 | ②災害発生時の支援体制の整備 |
| ③福祉避難所の確保 | ④火災警報器設置に関する広報活動 |
| ⑤家具転倒防止対策支援の推進 | ⑥事業所における災害対策の推進 |
| ⑦感染症対策の推進 | |

5. 情報提供体制の充実

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①「ガイドブック」等の配置 | ②多様な媒体による情報提供 |
| ③インターネット等のデジタル媒体での情報提供 | ④介護事業者の情報の集約的な提供 |
| ⑤地域の情報共有・情報交換の推進 | |

6. 相談支援体制の充実

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①相談窓口・苦情処理窓口の充実 | ②相談従事者の研修等の参加促進 |
| ③相談窓口の明示 | ④市内全体の相談援助体制の構築 |

7. サービス従事者等の確保

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①訪問介護員（ホームヘルパー）の養成 | ②介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保 |
| ③高齢者保健事業に関わる人材の確保 | ④その他の保健福祉人材の確保 |
| ⑤潜在的な有資格者の発掘・確保 | ⑥学校における福祉教育の推進 |
| ⑦在宅サービスへの民間事業者等の参入促進 | |

基本目標5 地域包括ケアシステムの推進

1. 地域包括支援センターの機能強化

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ①介護予防ケアマネジメント業務の実施 | ②総合相談・支援業務の実施 |
| ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施 | ④地域ケア会議の実施 |

2. 在宅医療・介護連携の推進

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①在宅医療・介護連携の体制構築 | ②在宅医療・介護連携についての周知・啓発 |
| ③近隣市町との連携強化 | |

3. 生活支援体制の整備の推進

- | | |
|-----------------------------|--|
| ①地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置 | |
| ②生活支援について検討する協議体の設置 | |

4. 認知症施策の推進

（1）認知症に対する理解促進と本人発信支援

- | | |
|----------------------------|--|
| ①認知症サポーター養成講座の実施 | |
| ②「裾野市認知症安心ガイド（認知症ケアパス）」の普及 | |
| ③認知症の人本人による発信支援 | |

（2）認知症予防の取り組みの推進

- | | |
|-----------------------|------------|
| ①認知症予防に向けた健康習慣についての啓発 | ②「通いの場」の充実 |
| ③「認知症予防講演会」の開催 | |

(3) 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の整備

①認知症初期集中支援チームの設置

②認知症地域支援推進員の配置

③多職種研修による認知症への対応力向上

(4) 認知症の人とその家族・介護者への支援の充実

①認知症カフェの開設・運営

②介護サービスの提供体制の整備

③認知症高齢者等の見守り体制の推進（徘徊高齢者等見守りネットワーク事業）【再掲】

(5) 若年性認知症への支援・社会参加支援

①若年性認知症対策の推進

②認知症の人の社会参加支援

5. 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

①権利擁護の推進

②高齢者虐待防止の体制整備

基本目標6 介護保険サービスの充実

【介護保険サービスの概要】

	県が指定・監督を行うサービス	市が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具購入費 <p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具貸与 ○住宅改修費（介護給付分） 	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 <p>★居宅介護支援</p>
予防給付サービス	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具購入費 <p><通所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p><短期入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防福祉用具貸与 ○住宅改修費（予防給付分） 	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>★介護予防支援</p>

6 第8期計画期間における介護保険サービス量の見込み量

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
■ 介護給付					
居宅	①訪問介護	回/月	4,143.4	4,424.8	4,522.9
	②訪問入浴介護	回/月	105.2	110.8	110.1
	③訪問看護	回/月	1,172.0	1,219.7	1,238.3
	④訪問リハビリテーション	回/月	79.0	79.0	79.0
	⑤居宅療養管理指導	人/月	143	150	157
	⑥通所介護	回/月	3,695.9	3,901.7	4,061.7
	⑦通所リハビリテーション	回/月	2,072.6	2,213.5	2,309.9
	⑧短期入所生活介護	日/月	1,572.0	1,682.6	1,756.4
	⑨短期入所療養介護	日/月	185.6	185.6	185.6
	⑩特定施設入居者生活介護	人/月	55	56	56
	⑪福祉用具貸与	人/月	452	475	491
	⑫特定福祉用具購入費	人/月	7	7	7
	⑬住宅改修費（介護給付分）	人/月	8	8	8
	⑭居宅介護支援	人/月	747	782	807
施設	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人/月	185	185	185
	②介護老人保健施設（老人保健施設）	人/月	190	190	190
	③介護療養型医療施設	人/月	2	1	0
	④介護医療院	人/月	33	34	50
地域密着型	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
	②夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
	③地域密着型通所介護	回/月	1,815.3	1,908.0	2,005.6
	④認知症対応型通所介護	回/月	200.0	200.0	200.0
	⑤小規模多機能型居宅介護	人/月	23	23	24
	⑥認知症対応型共同生活介護	人/月	54	54	63
	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	—	—
	⑨看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	29
■ 予防給付					
居宅	①介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0
	②介護予防訪問看護	回/月	702.5	712.0	747.5
	③介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0
	④介護予防居宅療養管理指導	人/月	34	34	35
	⑤介護予防通所リハビリテーション	人/月	70	72	75
	⑥介護予防短期入所生活介護	日/月	90.0	90.0	102.0
	⑦介護予防短期入所療養介護	日/月	8.0	8.0	8.0
	⑧介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	22	23	23
	⑨介護予防福祉用具貸与	人/月	246	251	260
	⑩特定介護予防福祉用具購入費	人/月	4	4	4
	⑪住宅改修費（予防給付分）	人/月	7	7	7
	⑫介護予防支援	人/月	316	323	335
地域密着型	①介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	6	6	6
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0

7 第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

第8期計画(令和3年度～令和5年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数は増加し続けますが、総合的に給付費の伸びが高齢者の増加数を上回ることなどの要因から、介護保険料基準月額は5,200円となります。

【第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が市民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.300	1,560円	18,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	0.500	2,600円	31,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.700	3,640円	43,600円
第4段階	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.875	4,550円	54,600円
第5段階 (基準)	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.000	5,200円	62,400円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.125	5,850円	70,200円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.250	6,500円	78,000円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	7,800円	93,600円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.625	8,450円	101,400円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	1.750	9,100円	109,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上の人	1.875	9,750円	117,000円

※第1段階～第3段階の保険料は、軽減後の金額を掲載

裾野市 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
【令和3年度～5年度】(概要版)

発 行：裾野市
企画・編集：裾野市 健康福祉部 社会福祉課・介護保険課・健康推進課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059番地
TEL 055-995-1819 FAX 055-992-3681